

平成31年度飯豊町6次産業化推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内の農林水産業振興及び地域の活力向上を図り、町内で生産された農林水産物を活用した6次産業化を推進することを目的として、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、6次産業化を推進する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において6次産業化とは、農林漁業者及び商工業者等が飯豊町産の農林水産物の生産、加工、流通及び販売を主体的に行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所又は事業所を有する団体又は個人で、かつ、町税等及び水道料等行政サービスを受けるうえで町に納付義務が発生しているすべての公的な納付金を完納している団体又は個人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、当該年度に行う6次産業化に係る加工品の開発、改良及び販売等の事業とする。

2 実施する事業が、1年間での事業完了が困難である場合は、2年間での事業実施も可能とし、この場合、補助金の額は別表に定める金額を上限とする。ただし、複数年度に渡り実施する事業については、原則年度ごとに交付申請を行い、初年度の交付決定が次年度の交付決定を保証するものではない。

3 平成30年度以前に飯豊町特産品開発支援事業等の補助事業を活用して実施した事業は、本事業の対象外とする。

4 実施する事業が国及び県等の補助事業に該当した場合は、本事業の対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、飯豊町6次産業化推進支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）及び同意書（別記様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める。

(交付決定)

第6条 町長は、補助金を交付すべきものと認めた場合は、規則第6条第1項及び第2項の規定に基づく補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(事業の実施状況等)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況及び結果を公表させることがある。

(概算払)

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助金交付決定額の80%以内の範囲で補助金の概算払いをすることができる。

2 第6条の補助金の交付の決定を受けた者が、概算払いを受けようとするときは、飯豊町6次

産業化推進支援事業補助金概算払請求書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。
（実績報告等）

第10条 飯豊町6次産業化推進支援事業実績報告書（別記様式第4号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 前項の実績報告書と併せて開発した試作品等を提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、当該報告の内容を審査し、適合すると認めるときは、規則第15条の規定に基づく補助金の額の確定をするものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の額の確定を受けた者が、確定された補助金の交付を受けようとするときは、飯豊町6次産業化推進支援事業補助金精算払請求書（別記様式第5号）により町長に請求しなければならない。

（事業実施状況報告）

第13条 補助対象者は、飯豊町6次産業化推進支援事業補助金の交付を受けて取り組んだ事業について、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、飯豊町6次産業化推進支援事業補助金事業実施状況報告書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表

補助金交付の対象となる経費	補助金の額	備考
(1) 加工品の開発、改良及び販売等に要する経費 (原材料費、技術コンサルタント料、加工費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、会場借上料等)	補助金交付の対象となる経費(1)～(3)の合計額の50%以内の額(限度額50万円)	
(2) 加工品の開発、改良及び販売等に関する調査に要する経費 (成分分析に係る費用等)		
(3) 加工品の開発及び改良に必要な機械装置等の購入又は当該年度のレンタルに要する経費 (機械装置の購入又はレンタル料、工具・器具の購入又はレンタル料)		
(4) 加工品開発のための研修、その他人材養成に要する経費 (各種研修会参加負担金、研修旅費、講師謝金及び旅費等)	補助金交付の対象となる経費(4)の50%以内の額(限度額10万円)	

※食糧費に相当する経費は補助金交付の対象外とする。